

第 7 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成22年3月2日

開 会 中

場所 第 5 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

平成22年3月2日(火曜日)

午前10時1分開議

午前11時31分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補正予算（第6号）

議案第7号 平成21年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

議案第8号 平成21年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）のうち

議案第13号 平成21年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第32号 工事請負契約の締結について

議案第33号 工事請負契約の締結について

議案第34号 工事請負契約の変更について

議案第39号 指定管理者の指定について

議案第42号 専決処分の報告及び承認について

議案第43号 専決処分の報告及び承認について

議案第44号 専決処分の報告及び承認について

議案第45号 専決処分の報告及び承認について

出席委員(8人)

委員長 守田 憲 史

副委員長 上田 泰 弘

委員 児玉 文 雄

委員 渡辺 利 男

委員 中原 隆 博

委員 堤 泰 宏

委員 吉永 和 世

委員 高木 健 次

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 松 永 卓

総括審議員兼

次長 江 副 健 二

次長 天 野 雄 介

次長 岩 下 修 一

土木技術管理室長 戸 塚 誠 司

監理課長 鷹 尾 雄 二

用地対策課長 佐 藤 國 一

土木技術管理室副室長 竹 下 喜 造

首席土木審議員兼

道路整備課長 西 山 隆 司

道路保全課長 古 賀 充 信

河川課長 野 田 善 治

港湾課長 湯 山 修 市

都市計画課長 船 原 幸 信

下水環境課長 西 田 浩

建築課長 生 田 博 隆

営繕専門監 平 野 和 実

住宅課長 小 林 至

砂防課長 猿 渡 慶 一

事務局職員出席者

議事課主幹 津 川 尚 美

政務調査課課長補佐 小 林 昌 樹

午前10時1分開会

○守田憲史委員長 ただいまから、第7回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に6名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

また、2月8日の管内視察については、参加された委員、執行部の皆様、お疲れさまでございました。視察の結果を委員会審議に十分生かしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、説明等を行われる際は、立ち上がって一礼をされ、着席し、説明を行ってください。

それでは、松永土木部長に総括説明をお願いします。

○松永土木部長 総括説明を申し上げます。

初めに、去る2月8日に、守田委員長を初め委員の皆様方には、管内を御視察いただきましたことに対し御礼を申し上げます。

当視察におきましては、川辺川ダム事業に係る地元振興策についての五木村との意見交換や現地視察を実施いただいたところでございますが、球磨川の治水に関しては「ダムによらない治水を検討する場」がこれまで計6回開催され、短期的、長期的な治水対策の検討が行われているところでございます。流域住民の方々の洪水への不安を一日も早く解消するため、スピード感のある取り組みを国に求めるとともに、県としても必要な役割を果たしてまいります。

それでは、今定例県議会に提案しております土木部関係の議案のうち、先議案件について御説明いたします。

今回提案しております議案は、補正予算関係議案4件、条例等関係議案8件でございます。

初めに、補正予算の概要について御説明いたします。

今回の2月補正予算は、国の2次補正予算に対応した公共事業等、合計で74億7,074万

円余の経済対策予算の増額補正をお願いしております。

このほか国庫補助事業の内示減や国直轄事業の事業量の確定に伴う減額補正でございまして、一般会計、特別会計を合わせまして、合計で28億4,694万7,000円の増額補正をお願いしております。

また、次年度へ繰り越す繰越明許費の設定として、今回の経済対策に係る分など90億2,474万3,000円の追加設定をお願いしております。

次に、条例等関係議案につきましては、工事請負契約の締結及び変更についてを3件、指定管理者の指定についてを1件、専決処分等の報告及び承認についてを4件、計8件の御審議をお願いしております。

この中の路木ダム本体工事については、2月8日に落札決定を行い、2月15日に落札者と仮契約を締結しました。

入札手続の公正さや透明性を確保し、法令や内部規定に定める適正な手続を遵守することが不可欠であるため、今回再入札を行ったものでありますが、今後はさらに適正な手続を行っていくとともに、ダム本体工事の完成に向けて努めてまいります。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしくお願ひいたします。

○守田憲史委員長 次に、付託議案について、関係課長から順次説明をお願いします。

○鷹尾監理課長 監理課の鷹尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の建設常任委員会説明資料により御説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

平成21年度の2月補正予算資料についてでございます。このページは土木部全体の予算額の状況を記載をいたしておりますが、ただいま部長の総括説明にもございましたとおり、今回の補正予算におきましては、国の第2次補正予算に対応いたしました公共事業のほか国庫補助事業等の内示増減、それから事業費の確定に伴う補正予算の計上をお願いをしているものでございます。

その内訳につきまして、上の表の2段目の今回補正額の欄でございますが、左の方、一般会計・普通建設事業といたしまして、補助事業で5億9,380万5,000円の減額、単県事業で66億8,409万円の増額、直轄事業で9億7,992万円の減額を計上いたしております。

次に、災害復旧事業でございますが、補助事業が14億4,530万8,000円の減額、単県事業が283万4,000円の減額、直轄事業が4,491万1,000円の減額を計上いたしております。

投資的経費の合計といたしまして36億1,731万2,000円の増額でございます。

また、消費的経費でございますが、3億9,647万6,000円の減額を計上いたしております。一般会計の計といたしましては32億2,083万6,000円の増額でございます。

次に、その右側、特別会計の欄でございます。投資的経費が2億5,297万5,000円の減額、消費的経費が1億2,091万4,000円の減額、合計で3億7,388万9,000円の減額を計上いたしております。

特別会計、一般会計を合わせた合計の欄でございますが、28億4,694万7,000円の増額でございます。

次に、その下の欄に、今回の経済対策分について記載をさせていただいております。

左の方から一般会計の普通建設事業といたしまして、補助事業で4億円、単県事業で70億7,074万3,000円、経済対策の合計といたしまして74億7,074万3,000円の増額でございま

して、これをもちまして経済対策に取り組むことといたしておるところでございます。

以上、2月補正後の土木部の合計欄、一番右側の再下段4段目でございますが、1,558億5,821万1,000円となっております。

また、各課別の内訳につきましては、その下の表のとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

平成21年度の予算総括表でございます。

1が一般会計、2から5にかけて特別会計の予算総括表でございます。各課ごとの補正額とともに、右側の方に今回補正額の財源内訳をそれぞれ記載をいたしております。

一番下の合計欄をごらんください。

国庫支出金が37億9,142万8,000円の増額、地方債が5億3,300万円の減額、その他が4,341万9,000円の減額、一般財源が3億6,806万2,000円の減額でございます。これは経済対策に取り組むことによりまして国庫支出金を増額しているもののほか、それぞれ事業ごとの国庫支出金が、地方債の財源が確定したことに伴うものでございます。

今回の補正予算に係ります土木部の全体の状況は以上でございますが、各課の説明に入ります前に、資料の中で共通しております項目につきまして、私の方から一括して御説明を申し上げておきたいと思っております。

まず、事務費の節減に伴う国庫支出金返納金や市町村負担金返納金という欄が各課それぞれ出てございます。例えば、5ページをごらんをいただきたいと思いますが、上から6段目でございます国庫支出金返納金で870万2,000円の補正をお願いをいたしております。この中の説明欄に記載をしておりますとおり、平成19年度の事業費確定に伴う国庫補助金の返納が710万円ということでございます。これは事務費等の節減により不用額が発生をいたしましたので、そのうち国庫相当分を返納するというものでございます。

同様なものが国庫補助金の返納でございま

す。市町村負担金相当分の返納といたしまして、各課それぞれ国庫支出金返納金、また市町村負担金返納金という項目の中に出てくるものでございます。

それでは、3ページをお願いいたします。

監理課の今回の補正予算についてでございます。

まず、2段目の職員給与費でございますが、監理課関係分として5,419万2,000円の増額をお願いをいたしております。職員給与費につきましては、先ほどの項目と同じように、5ページ以降すべての課に出てまいりますので、私の方から一括して説明をいたします。各課からの説明は割愛をさせていただきたいと思っております。

土木部の職員給与につきましては、職員給与費と、それからもう一つ事業費の職員給与費がございます。事業費の職員給与費から充てるものを事業費の職員給与費として計上しておりますが、それ以外の一般財源等から給与に充てるものを職員給与費として、分けて計上しているものでございます。

今回、事業費及び人件費が確定したことに伴い補正を行うものでございまして、これは資料の方には記載しておりませんが、土木部全体で2億3,104万1,000円の減額となっており、補正後の人件費の総額は73億2,630万7,000円となっておりますのでございます。

次に、一番下の項目の幹線道路整備基金積立金でございますが、今年度発生をいたします基金の運用利息192万4,000円を基金に積み立てるものでございます。

以上、今回の監理課の一般会計の補正予算額は5,354万4,000円の増額となっております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○西山首席土木審議員兼道路整備課長 道路整備課長の西山です。よろしく願いしま

す。

5ページをお願いいたします。

まず、上から3段目の国直轄事業負担金でございますが、3億7,466万4,000円の減額としております。これは国の事業費確定に伴います県負担金の減によるものでございます。

次に、4段目の道路管理費でございますが、右の説明欄を見ていただきますと、まず各種協会の負担金の減でございますが、これは、これまで加入しておりました新国土形成研究会からの退会や、九州横断自動車道延岡線などの協議会負担金見直し等による負担金の減額など40万の減でございます。次に、市から県に派遣されている職員の人件費負担金といたしまして715万1,000円の増額、並びに道路公社職員共済費の負担率の改正に伴います負担金23万円の増額でございまして、合わせまして698万1,000円をお願いしております。

次に、5段目の指導監督事務費でございますが、これは市町村が施行する補助事業の交付申請等の事務処理を、国の委任によりまして県が実施するものに要する経費でございまして、国庫内示増に伴いまして368万9,000円を増額しております。

次に、6段目の国庫支出金返納金でございますが、これは先ほど監理課長の方から説明がありました、それとは別件といたしまして、国道443号バイパス工事におきまして、鋼製の旧橋撤去が発生いたしまして、その処分により売却益が生じたため、鋼材売却益の国庫相当分160万2,000円を返納するものでございます。

最下段の単県道路改築費でございますが、経済対策に伴います増といたしまして、10億6,300万円を山鹿市の岩野黒木線ほか37カ所に予定しております。

次に、6ページをお願いいたします。

1段目の地域活力基盤創造交付金事業費でございますが、これも経済対策に伴う増とい

たしまして、玉名市の玉名山鹿線ほか20カ所におきまして7億6,700万円を予定しております。

最下段でございますが、道路整備課としましては、11億7,867万円を補正いたしまして、補正後の額としましては330億2,632万円となります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○古賀道路保全課長 道路保全課長の古賀でございます。

7ページをお願いします。

上から3段目の道路管理費でございますが、右説明の欄に記載のとおり、道路賠償保険契約等の入札残119万9,000円の減額補正を行うものでございます。

4段目の道路調査費でございますが、旧道引き継ぎのための調査測量委託契約等の執行残356万3,000円の減額補正を行うものでございます。

5段目の国庫支出金返納金でございますが、2,357万3,000円の増額補正を行うものでございます。これは国庫補助事業で平成19年度事業における、業者倒産に伴う前年度に支払った前払金受け入れ分と工事執行残の国庫補助金相当額、及び事務費の経費節減に伴う不用残額の国庫補助金相当額でございます。

続きまして、下から3段目の交通安全施設費でございますが、熊本市富合町地区での事業に関するもので、受託事業費の精算に伴う受託費の減、800万円の減額を補正するものでございます。

最下段の単県道路修繕費でございますが、経済対策に伴う増として、国道445号美里町ほか15カ所の施設修繕等に対応する9億5,739万3,000円の増額、及び非常勤職員の任用経費の執行残に伴う655万6,000円の減額、合わせまして9億5,083万7,000円の増額補正を行うものでございます。

8ページをお願いいたします。

1段目の道路案内標識整備費でございますが、経済対策に伴う増として、鹿本及び芦北管内一円の標識整備に対応する1,000万円の増額補正を行うものでございます。

2段目のやさしい道づくり事業費でございますが、経済対策に伴う増として、荒尾長洲線(荒尾市)ほか15カ所の歩道改良などに対応する2億6,000万円の増額補正を行うものでございます。

下から4段目の道路舗装費でございますが、経済対策に伴う増として、熊本玉名線(玉名市)ほか45カ所の舗装補修や側溝整備に対応する4億4,400万円の増額補正を行うものでございます。

下から3段目の地域活力基盤創造交付金事業費でございますが、経済対策に伴う増として、国道212号(小国町)ほか16カ所の災害防除、それから交通安全施設、舗装補修に対応する7億7,500万円、橋梁の長寿命化修繕計画策定のための2,000万円、及び橋長15メートル未満の橋梁点検のための5,000万円、合計8億4,500万円の増額を行うものでございます。

9ページをお願いします。

1段目の単県橋りょう補修費でございますが、経済対策に伴う増として、八代不知火線の南川橋(八代市)ほか18カ所に対応する2億9,500万円を増額補正するものでございます。

最下段に、道路保全課計を記載しておりますが、合計28億5,536万7,000円の増額補正を計上しております。補正後の合計は295億719万6,000円となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○野田河川課長 河川課でございます。よろしく申し上げます。

11ページをお願いいたします。

最上段の河川海岸総務費の減額補正について

て、主なものを御説明いたします。

上から4段目の国直轄事業負担金で5億9,876万円の減額でございます。これは国事業費の確定に伴うものでございます。

次の段の治水堤防費、これは河川管理施設の修繕費でございますが、1億5,435万円の増額。また、その次の段の海岸維持費、これは海岸施設の修繕費でございますが、3,100万円の増額を計上しております。いずれも経済対策に伴うものでございまして、説明欄の箇所の施行を予定しております。

次に、下から2段目の河川掘削事業費で4億2,800万円の増額を計上しております。これも同じく経済対策に伴うものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

上から4段目の河川改良費の増額について主なものを御説明いたします。

その次の段の河川改修事業費で937万3,000円の増額でございます。これは市町村が行いますハザードマップの作成の入札残に伴います県の補助金の減額、並びに関連する情報基盤整備の推進を図るものでございます。差し引きそのような増額になっております。

次に、最下段の単県河川改良費で2億6,200万円の増額でございますが、これは経済対策に伴うものでございます。

13ページをお願いいたします。

下から4段目の河川等補助災害復旧費の減額について、主なものを御説明します。

下から2段目の直轄災害復旧事業負担金で4,491万1,000円の減額でございます。これは本年度発生した国直轄災害復旧事業負担金が、当初の待ち受け予算を下回ったものでございます。

最下段の過年発生国庫補助災害復旧費で4億6,648万円の減額でございます。通常、災害復旧事業は、災害発生年度を含めまして3カ年に分けて予算を配分して実施していく計画になっておりますが、2年目の配分額が当

初計画よりも多く前倒しで事業の進捗が図られたため、3年目に予定しておりました予算の一部が不用となったものでございます。

14ページをお願いいたします。

最上段の、現年発生国庫補助災害復旧費で9億7,971万7,000円の減額でございます。これは、本年度は台風などの災害がなかったため、待ち受けておりました予算を減額するものでございます。

次に、上から2段目の、河川等単県災害復旧費のうちの現年発生災害復旧工事費についての減額も、同様の理由によるものでございます。

以上、河川課の補正総額は、最下段にありますとおり12億5,265万7,000円の減額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○潟山港湾課長 港湾課でございます。よろしくお申しします。

資料の15ページをお願いいたします。

一般会計から説明いたします。

まず、港湾管理費としまして1,422万円の減額を計上しておりますが、主なものとしては6段目の港湾利用促進事業費としまして4,099万円の減額を計上しております。この理由は、コンテナ利用緊急対策助成事業としまして、熊本港と八代港のコンテナ利用者への支援助成を行う目的で6月補正で計上しておりましたが、長引く不況の影響で利用見込みが当初予想を下回ることに伴う減でございます。

次に、港湾建設費でございますが、5億4,690万4,000円の増額を計上しております。これらは緊急経済対策に伴う増、及び事業費確定に伴う減や国庫内示の増減でございます。

主なものとしては、最下段の単県港湾修築事業費が6億1,400万円の増額で、これは経済対策によるものでございまして、八代港ほか9カ所の港湾施設の補修等でございます。

次に、16ページでございますが、16ページの下から2段目の空港管理費でございますが、天草市からの派遣職員負担金として594万1,000円の増を計上しております。

続きまして、17ページでございますが、17ページの最下段でございますように、港湾課計といたしましては5億2,060万5,000円の増額補正でございます、補正後の合計は109億2,698万1,000円となります。

続きまして、18ページの港湾整備事業特別会計について説明いたします。

2段目の施設管理費でございますが、これは人件費の増や確定申告による消費税額の減に伴う1,146万円の増を計上しておるところでございます。

また、説明欄でございます庁舎等管理業務と水俣港緑地管理運營業務に関しましては、債務負担行為の設定をお願いしているところでございます。

次に、4段目の県管理港湾施設整備事業費につきましては、三角港と熊本港の事業費確定に伴う1億4,700万円の減を計上しております。

港湾課計としましては、最下段でございますように1億5,356万円の減額でございます、補正後の合計は35億8,150万3,000円となります。

次に、19ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計でございます。

3段目の熊本港臨海用地造成事業費につきましては、経費節減による減で、170万円の減を計上しております。

港湾課計としましては、最下段にありますように170万円の減で、補正後の合計は2億8,375万3,000円となります。

港湾課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課でございま

す。よろしく申し上げます。

それでは、資料の21ページをお願いいたします。

上から3段目の景観整備費でございますが、460万2,000円の増額をお願いしております。これは平成20年度分の緑の基金積立額確定に伴う積立金でございます。

次に、新幹線建設促進事業費でございますが、3億9,300万円の減額でございます。これは九州新幹線鹿児島ルートの実業費確定に伴う負担金の減額及び財源更正を行うものでございます。

次に、都市計画総務費でございますが、1億4,267万6,000円の増額をお願いしております。

主な内訳でございますが、まず、指導監督事務費783万円は国庫内示増によるものでございます。

次、22ページの上から2段目、国庫支出金返納金及び3段目の市町村負担金返納金は、平成19年度事業費確定に伴い、国及び市町村への返納金でございます。

5段目、連続立体交差事業費の1億3,754万3,000円は、経済対策に伴う増でございます。

次に、その1段下、土地区画整理費でございますが、9,600万円の減額をお願いしております。これは熊本駅西地区の区画整理事業などへの国庫内示減に伴う負担金の減でございます。

さらに1段下、街路事業費でございますが、5億5,020万円の増額をお願いしております。

主な内訳でございますが、単県街路促進事業費の7,600万円は、熊本駅城山線及び熊本駅帯山線の事業促進に伴う経費増、また次の段、地域活力基盤創造交付金事業費の4億7,420万円は、熊本駅帯山線や新町戸坂線の経済対策に伴う増などでございます。

次に、23ページの都市公園費でございます

が、6,020万円の増額をお願いしております。これは経済対策に伴う公園整備促進事業費の増及び財源更正等でございます。

以上、都市計画課は、最下段のとおり、計の1億7,894万1,000円の増額補正をお願いしております。

よろしく願いいたします。

○西田下水環境課長 下水環境課でございます。よろしく願いいたします。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれております。

まず、一般会計の補正の方から御説明いたします。

資料の25ページをお願いいたします。

補正の主な内訳ですが、一番下の段にあります団体営農業集落排水事業費の6,074万9,000円の減は、国の内示減によるものでございます。

次の26ページの上から4段目の漁業集落環境整備事業費につきましては、3億485万2,000円の減としております。これは天草市が実施中の2カ所の事業におきまして、昨年度末、国の緊急経済対策に対応し4億7,000万円余の補正を計上し、本年度及び来年度に予定しておりました事業を前倒しして実施することとしたため、本年度予算の減額を行うものでございます。

27ページをお願いいたします。

最下段に記載のとおり、一般会計の合計では3億4,645万2,000円の減額で、補正後の予算は18億3,817万8,000円となります。

次に、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

28ページをお願いいたします。

上から3段目の熊本北部流域下水道管理費の6,926万6,000円の減は、機器のオーバーホール等に要する費用が当初見込みを下回ったことによる維持管理費の減と、消費税の確定に伴う納付額の減によるものでございます。

右側の説明欄をごらんください。当然、義務づけられました水質検査業務を次年度当初から行う必要があるため、396万円の債務負担行為を計上しております。

下から2段目の熊本北部流域下水道建設費（補助事業）の5,627万5,000円の減は、国の内示減によるものでございます。

29ページをお願いいたします。

上から2段目の球磨川上流流域下水道管理費の1,413万2,000円の減は、下水管の修繕費などの維持管理費の減と、消費税の確定に伴う納付額の減によるものでございます。

また、先ほどの熊本北部流域下水道と同様、水質法定検査業務委託に関する経費として、417万5,000円の債務負担行為を設定したいと考えております。

一番下の段の八代北部流域下水道管理費の1,776万7,000円の減は、水質検査業務委託の委託残などによる維持管理費の減と、消費税の確定に伴うものでございます。また、同様に、水質法定検査業務委託に関する経費として、408万9,000円の債務負担行為を計上しております。

次の30ページの上から3段目の、八代北部流域下水道建設費（補助事業）の4,800万円の減は、国の内示減と工事の入札残に伴うものでございます。

以上、最下段に記載のとおり、流域下水道事業特別会計合計では2億1,862万9,000円の減額で、補正後の予算額は36億8,450万6,000円となります。

下水環境課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○生田建築課長 建築課でございます。よろしく願いいたします。

資料の31ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

まず、土木総務費でございますが、4段目の営繕管理費でございます。説明欄をごらん

いただきたいと思います。経済対策に伴う増の2億円と、県有施設の保全改修に要する経費の執行残1,500万円によりまして、差し引き1億8,500万円の補正でございます。

次に、建築指導費でございますが、6段目の建築基準行政費1,617万7,000円の減額をお願いしております。これは建築基準指導等に要する経費の減でございます。

さらに、その下、がけ地近接等危険住宅移転事業費でございますが、593万7,000円の減額をお願いしております。これは、当該事業の実績の減によるものでございます。

それでは、そのもう一つ下、市街地環境整備促進費でございますが、288万3,000円の減額をお願いしております。これは民間建築物のアスベスト除去を支援するための事業の経費の減でございます。

以上、建築課分といたしまして、最下段のとおり1億2,346万9,000円の増額補正予算を計上しております。よろしくお願ひいたします。

○小林住宅課長 住宅課の小林です。よろしくお願ひいたします。

33ページをお願いいたします。

住宅課の補正予算について御説明をさせていただきます。

まず、5段目の住宅建設費でございますが、1億6,048万7,000円の減額でございます。

主な内容について御説明いたします。

次の段の公営住宅建設費でございますが、4,361万9,000円の減額でございます。これは繰越事業で執行いたしました月の浦団地の事業確定及び山の上団地の一部解体を予定しておりましたけれども、入居者の意向等によりまして解体を先延ばししたこと等によりまして執行残等でございます。

下から3段目の公営住宅ストック総合改善事業費が9,122万円の減額でございます。こ

れはユニバーサルデザインに対応した住居改善工事や外壁改修工事等の執行残でございます。

下から2段目の住宅マスタープラン推進事業費の199万2,000円の減額でございますが、民間住宅の耐震診断の申込者の減によるものでございます。

最下段の建替推進事業費の690万6,000円の減額は、先ほど申し上げました山の上団地の解体を一応先延ばししたことによりまして移転費の執行残でございます。

34ページをお願いいたします。

2段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費につきましては、入居実績に基づきまして支給をいたします家賃減額補助金が1,463万6,000円の減額となったものでございます。

住宅課の補正額といたしまして最下段に記載しておりますが、1億6,133万6,000円の減額でございます。補正後の予算額は20億7,702万6,000円となっております。

以上、御審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○猿渡砂防課長 砂防課でございます。よろしくお願ひいたします。

35ページをお願いいたします。

上から4段目の砂防費につきまして主な補正内容を御説明いたします。

まず、5段目の通常砂防事業費でございますが、山鹿市の米野川1についての国庫補助の内示減に伴います100万円の減額を計上しております。

36ページをお願いいたします。

5段目の周辺障害防止対策事業費でございますが、事業費の減額確定に伴い517万9,000円の減額を計上しております。

8段目の総合流域防災事業費でございますが、熊本市の木原川3について、国交省の内示減に伴います100万円の減額を計上してお

ります。

9段目の砂防施設機能向上事業費でございますが、これは経済対策に伴うもので、施設の砂防施設のうち、老朽化している施設などについて機能向上を図るため、修繕あるいは改良復旧を行うもので、1億1,000万円を計上しております。

砂防課といたしましては、最下段のところに7,068万5,000円の増額を計上しております。2月補正後の砂防課の合計が72億2,075万8,000円になります。

よろしくお願いたします。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

37ページをお願いいたします。

平成21年度の繰越明許費の設定についてでございます。

明許費の設定につきましては、さきの11月議会におきまして既に御承認をいただいておりますのでございまして、中ほどの欄に既設定金額という欄がございますが、最下段、合計として546億6,200万円について御承認をいただいております。

今回追加の設定をお願いをするものでございまして、第1号議案の一般会計の土木費の各費目について、合わせまして90億2,474万3,000円の追加設定をお願いをするものでございます。

内訳といたしまして、これは今回経済対策分として74億7,000万円余の予算の計上をお願いをするんですが、この分の全額と、それから費目別の中では一部不足が見込まれます分15億5,000万円についてお願いをするものでございます。前回の設定額と合わせまして、累計といたしまして合計で636億8,674万3,000円となるところでございます。極力年度内の執行に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願を申し上げます。

引き続き、39ページをお願いいたしま

す。

第32号議案から第34号議案の3件につきましては、工事請負契約締結の締結と変更でございます。

まず、第32号議案の工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

1. 工事名は、国道266号地域連携推進改築(高戸2号トンネル)工事でございます。

工事内容は、トンネル工。

工事場所は、上天草市龍ヶ岳町高戸地内。

工期は、契約締結の日の翌日から平成23年10月31日まで。

契約金額は、6億3,000万円、これは税込みでございます。

契約の相手方は、吉田・中村建設工事共同企業体。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

入札の経過及び結果につきまして、40ページの資料により御説明を申し上げます。

まず、1番の、競争入札に参加する者に必要な資格といたしまして、建設工事の種類といたしましては、土木一式工事。

共同企業体による発注といたしまして、その構成員数は、県内の業者による2者でございます。

資格要件、代表者及び構成員の2につきましては、この表に記載のとおり資格要件を設定したところでございます。

下段の方の2番の評価に関する基準でございます。この工事は、入札時に施工計画書等の提出を求めまして、技術評価と入札価格を総合的に評価をいたしまして落札者を決定をいたします総合評価方式で実施いたしました。

施工計画といたしまして、トンネル工工事におきまして施工上の課題及び配慮すべき事項が重要であるところから、次のページにございますような課題を設定をいたしまして、提出された施工計画書等の評価に基づく技術

評価点を入札価格を除いて算定した数値、算定式については下段のとおりでございますが、その最高の者を落札者としたところでございます。

41ページをお開きください。

3番の開札及び総合評価の結果でございます。

この入札には3つの建設工事共同企業体が参加をいたしました。平成21年12月16日に開札を行いました。開札の結果、吉田・中村建設工事共同企業体が技術評価点95.1、予定価格7億3,040万円に対して、入札金額が6億円、評価値15.8500と最高値となったところから落札としたところでございます。

なお、この入札金額につきましては、低入札調査基準価格でございます6億1,530万1,350円を下回っておりましたので、低入札価格調査等を実施をしたところでございますが、施工上問題ないということが認められるところから、落札者と決定をしたところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

43ページをお願いをいたします。

第33号議案、続きまして、同じく工事請負契約の締結でございます。

工事名は、路木ダム本体工事。

工事内容は、重力式コンクリートダム本体工。

工事場所が、天草市河浦町地内。

工期が、契約締結の日の翌日から平成26年3月26日まで。

契約金額が、38億5,875万円、税込みでございます。

契約の相手方は、清水・苓州・牛深・榑本建設工事共同企業体。

契約の方法は、一般競争入札で行ったところでございます。

44ページの資料によりまして、契約、入札の経過及び入札結果について御説明を申し上げ

げます。

まず、競争入札に参加する者に必要な資格といたしまして、建設工事の種類といたしまして、土木一式工事。

共同企業体による応札ということで、4者の構成による共同企業体といたしました。

資格要件につきましては、代表構成員、それから構成員の2、3、4については、この表の記載のとおり資格要件を設定をしたところでございます。

2番の評価に関する基準でございます。本工事は、WTO政府調達契約の案件でございます。入札時に技術提案書等の提出を求めまして、品質確保のための施工体制の状況、それから技術評価及び入札価格を総合的に評価して落札者を決定をいたします施工体制確認型の総合評価方式で実施をしたところでございます。

技術提案といたしましては、ダム本体工事におきまして、工事目的物の性能、機能の向上に関する事項、それから社会的要請に関する事項が重要でありますところから、次のページのような評価内容につきまして、技術提案書の提出を求めたところでございます。

提出されました技術提案書等を評価した技術評価点を入札価格で除して算定をした評価値が、最高の業者を落札者としたところでございます。評価値の算定式については記載のとおりでございます。

45ページをお願いをいたします。

3番の開札及び総合評価の結果でございますが、この入札には7つのJVの参加がございました。平成22年1月22日に開札を行ったところでございます。結果、清水・苓州・牛深・榑本建設工事共同企業体が、技術評価が170点、予定価格42億4,900万円に対して入札価格が36億7,500万円、評価値が4.6259ということで最高値となったところから、落札として決定したところでございます。

本件については以上でございます。よろし

くお願いいたします。

引き続き、47ページをお願いいたします。

第34号議案工事請負契約の変更でございます。

内容につきまして、48ページの概要により御説明を申し上げます。

工事名は、氷川治水ダム本体建設(本体嵩上)工事でございます。

工事内容は、ダムの本体内。

工事場所は、八代市泉町下岳地内。

契約締結日は、平成19年2月27日。

工期が、平成19年2月28日から平成22年6月30日まででございます。請負業者は、西松・味岡・佐藤建設工事共同企業体でございます。

変更契約金額でございますが、9億8,132万9,980円を9億9,782万6,494円に変更するというので、増額といたしまして、1,649万6,514円の増額でございます。

変更の理由でございますが、主な理由といたしまして、工事用道路として使用いたしました市道の復旧に係る部分の増額でございます。具体的には、氷川ダム本体工事の工事用道路として使用いたしました市道矢山線それから井櫃線におきまして、工事用の重車両の頻繁な往来が原因と思われます路面や路肩の一部沈下、崩壊が確認をされたところから復旧を図ったことによります金額の増額でございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○潟山港湾課長 港湾課でございます。よろしく申し上げます。

資料の49ページをお願いいたします。

第39号議案の指定管理者の指定についてでございます。

内容については50ページで説明いたします。

水俣港の緑地指定管理候補者の選定についてということで、1の選定の経緯でございますが、募集要項配布とか、申請書の受付を昨年11月から12月にかけて実施いたしまして、選定委員会の開催をことし、年明け1月13日に実施したところでございます。

2の審査結果等でございますが、申請者は特定非営利法人活動eスマイルみなまと、ハートリンク水俣の2社でございます。

審査結果でございますが、ハートリンク水俣が429.8点を獲得し、指定管理候補者として選定されました。

審査に当たっての基本的な考え方としまして、利用拡大への取り組みなどを重視したことや、管理面で地域住民との連携への提案を求めたこと、また管理運営の安定性を求めたところでございます。

選定理由としましては、利用拡大への取り組みや地域との連携など、全体的に提案内容が多様で具体的であり、管理面でも安定的な管理が期待できるということ、また運営、財務の安定性がすぐれているということでございます。

提案価格につきましては、平成22年度と23年度の2カ年で合計3,300万円でございます。

なお、最下段の3の選定委員につきましては、記載のとおり庁外4名と庁内3名の合計7名でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○古賀道路保全課長 51ページから58ページまでの専決処分の報告及び承認についてでございますが、全部で4件でございます。いずれも概要で説明させていただきます。

まず、52ページをお願いします。

議案第42号、平成19年(ワ)第1240号損害賠償請求事件の確定判決に対する再審の訴えの提起について説明いたします。

再審原告は、熊本県。

再審被告は、大津町杉水に在住の〇〇〇〇、〇〇〇〇。

再審提出日は、平成22年2月3日でございます。

原判決は、県管理の街路樹が倒れたことにより乗用自動車が増壊するなどの事故が発生し、これにより損害を受けたとして訴訟を提起された損害賠償事件につき、熊本県に対し賠償金209万7,597円の支払い、及び訴訟費用の5分の3の費用、並びに賠償金に限り仮に執行できるとの判決があったものでございます。

5番目の再審の趣旨でございますが、原確定判決を取り消す、再審被告の請求を棄却する、本案及び再審の訴訟費用は再審被告の負担とするとの判決を求めるものでございます。

再審の請求の理由でございますが、再審被告は、訴訟提起前に被告が加入する自動車の損害保険会社から損害保険金の支払いを受け、損害賠償請求権が損害保険会社に移転していたにもかかわらず、この事実を秘匿し原判決を受けた。また、県からの保険金支払い状況の確認に対し、損害保険会社が「保険金の支払いはない」との虚偽報告をしたことにより、県は再審被告が損害の補てんを受けておるため損害がないと主張する権利を妨げられた。このことから再審請求を行うものでございます。

訴訟代理人及び経緯については、記載のとおりでございます。

以上でございます。

続きまして、54ページをお願いします。

議案第43号、平成19年(ワ)第1240号損害賠償請求事件による強制執行に対する請求異議の訴えの提起について説明いたします。

原告は、熊本県。

被告は、大津町杉水に在住の〇〇夫妻。

提出日は、平成22年2月3日でございます。

す。

判決にきましては、先ほどの議案と同じでございます。

請求異議の趣旨は、強制施行は許さない、訴訟費用は被告の負担とするとの判決を求めるものでございます。

請求異議の理由でございますが、被告は、訴訟提起前に自動車の損害保険会社から損害保険金の支払いを受け、損害賠償請求権が損害保険会社に移転していたにもかかわらず、この事実を秘匿して得た判決により、裁判所に対し県の債権差し押さえをするおそれがあった。確定判決上の権利といえども、信義に従い誠実に行使すべきであって、被告らがもともと有していない権利に基づき差し押さえを行うことは権利の乱用に当たる。このことから、請求異議の訴えを行うものでございます。

訴訟代理人については、記載のとおりでございます。

なお、この件にきましては、去る2月17日に、被告から熊本地裁に取下書が提出され、同日付で地裁から債権差し押さえ命令申し立てが終了した旨の取下通知が送付されました。

これによりまして、強制執行が廃止されたため、また今後県に対して債権者が強制執行の申し立てをしても却下されると判断されますので、現在請求異議の訴えを取り下げる手続を進めているところでございます。

以上でございます。

続きまして、56ページをお願いします。

議案第44号、道路管理瑕疵に係る件でございます。

日時は、平成21年12月21日午後2時40分ごろ。

場所は、八代市鏡町鏡の主要地方道八代鏡宇土線でございます。

過失割合は、道路管理者が10割としております。

損害額及び賠償額でございますが、損害額が1万240円、賠償額は10割ということで1万240円を支払うものでございます。

事故の状況につきましては、和解の相手方が歩行中に、土台が欠落した道路側溝のふたを踏み、跳ね上がったふたにつまづき負傷したというものでございます。

続きまして、58ページをお願いします。

議案第45号、道路管理瑕疵に係るものでございます。

日時は、平成21年12月30日午後8時30分ごろ。

場所は、上天草市松島町阿村の一般国道266号でございます。

過失割合は、道路管理者が3割、被害者が7割となっております。

損害額及び賠償額でございますが、損害額が7万5,460円、賠償額は3割ということで2万2,638円を支払うものでございます。

事故の状況につきましては、和解の相手方が軽四輪乗用自動車で行進中に、道路左側のり面から落下していた石と衝突し、車の前のバンパーを破損したものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○西山道路整備課長 先ほどの40ページをお願いします。

40ページの中で、下段の評価に関する基準、その3段目で、施工計画としては、「橋梁下部工工事において」という記載になっておりますけれども、これは「トンネル工工事」ということで訂正をお願いしたいと思います。

○守田憲史委員長 それでは、以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○中原隆博委員 路木ダムのことなんですけ

ども、天草の水を考えたいとか、いろんなところから反対の話も、私たちの委員会へも寄せられるわけです。そんな中で、違法行為とか、そういう形での文面が寄せられるわけでございますけれども、皆様方はもちろん行政のプロであり、私たち委員は法律について十分熟知しているわけではないわけです。

そうすると、法治国家という観点からいくのならば、違法とか、これは法令に遵守していないという言い方をされたら、なかなか太刀打ちが難しいという部分も、これからなお一層多く出てくる可能性が高いというふうに思うんです。

だから、土木部を含めて、今こういった形でまた損害賠償の大津の杉水の問題とかあるわけでございますけれども、こういうときに対応できる、特に土木部のそういう問題に対しては、いろんな形での法の専門家が相手側についてくるという形になると、それに対応するだけの——行政のプロとしてはわかっているんですけど、法律に絡んでどうかという部分の問題について、その顧問弁護士とか、そういう方々がいらっしゃるのかどうか、そういう方々との協議をして、それに論点整理して相手に立ち向かうだけのことができていいのかどうか、その辺をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○野田河川課長 河川課でございます。

もろもろな法令違反とかいう話が、最近の話からすると、自然公園法違反とか、そういう話が出てまいりました。そういうものに関しまして、私たちは法令の手続を踏んでやっておるわけでございますが、いろんな見方からして違反であるというふうな意見も出てまいります。

そういう場合には、まず私たち、その分野の法律の職員がおりますので、まずそこで考えます。それと、国等の所定の機関がございますので、そことも御相談いたします。なお

かつ、それでも私たちの見解が、訴訟なんかに至っても、果たして大丈夫なのかという観点になりますと、弁護士に次は相談いたします。ということで、大体そういう手続を踏んで対応しているところでございます。

ということで、専門の訴訟の分野とかいうものは持っておりませんで、各課でそのような組織の中で、一つずつ対応しているという状況でございます。

○中原隆博委員 行政のプロであるということはもちろん異論を唱えるところはないわけですが、今おっしゃったように、法律の専門家ですか、それは弁護士資格を持ちあわせている方じゃないでしょうか。どれくらい勉強をなさっている方を指しておっしゃっているのか、もう少し詳しく教えてください。

○野田河川課長 河川課でございます。

一応、管理部門というのがございまして、そこは学歴としましては法律分野の方もおられますし、いろんな学歴の方がおります。その中で得意・不得意あるわけでございますが、うちの場合は訴訟を抱えておりますので、できるだけそういう一番法律分野の得意な人を人事上お願いして、その部署に配置していただいております。

でも、なおかつどうしても、判断といいますと、そこでは決めかねる部分もございますので、弁護士等に御相談に行っているという状況でございます。

○鷹尾監理課長 私の方からちょっと補足をして……。

県庁におけるそういう各種法律問題等への対応状況について、一般的なお話としてお答えをさせていただきたいと思っております。

基本的には、行政職員につきましても、一義的に行政解釈、有権解釈ということで行政が法律的な解釈を行います、非常にきわど

い案件につきましては、県庁の総務部の方に法制班というものを設けております。まず、法律上いろいろ難しい、担当職員だけでは難しいという場合には、一義的にそちらの法制班の方で各種、いろんな法令の解釈の考え方等、相談をするという体制がございまして。

それから後は、かなり専門的な話になりますと、これは訴訟に至る前の段階でございますが、それぞれ個別に弁護士のところに相談という形で、そういう専門家の知識を借りるという段階が次の段階であろうかというふうに思っております。

それから後、具体的な訴訟が提起をされる、また訴訟を提起しなければならないというような場面に至るケース、現実に土木部にも幾つかの訴訟案件を抱えておられるわけでございますけれども、その段階に基本的には訴訟代理人という形で弁護士に相談をいたしまして、専門的な手続はもちろん各種法律、判断も含めて相談をしながら訴訟行為を行うと、そういう体制で、一般的には法律問題については対応をしているというところでございます。

○中原隆博委員 地方自治法、特に地方行政をあずかる皆さん方でございますので、今お話を聞いて大体納得できたわけでございますけれども、法治国家という中で、第何条のどの件というような形で突いてこられる可能性もありますので、やはりそういう部分においてはよく連携を密にしながら取り組んでいただきたいと思っております。

よろしく願いいたしておきます。

○守田憲史委員長 ほかに質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 路木ダムに私研修に行かせてもろうたですけれども、反対派の人がたくさん来とったですけれども、事業については本省

の方に意見がありますというか、これは治水でいけば県が1億5,000万、治水でいけば国の補助が大きいと。結局、これは土木部でやるから治水ダムですね。

ちょっとそれ、お金のことを聞きたいから質問をします。

○野田河川課長 河川課でございます。

路木ダムは多目的ダムでございまして、目的の一つが治水、これは国土交通省の補助事業としてやっております。それと、次は水道用水——上水道でございまして、これは厚生労働省の補助を受けてやっております。それともう一つが、河川の維持用水というようなことで、日々の河川用水をダムで全部をとめてしまうのではなくて、流すやつがございまして。これも一応河川管理者の立場でやっております。その二つの事業、国の方から国土交通省と厚生労働省から補助を受けてやっております。

そういうことで、おのおの別々に事業を展開するよりも、2つの事業をあわせてやった方が費用的には安くなるということを以前にも進言したかと思えます。

以上でございます。

○堤泰宏委員 これは国から金が出っとは決まってるわけですか、そるば聞きたかった。国から幾ら出るか、県がどこ出すのか、そこだけでよかです。

○野田河川課長 河川課でございます。

負担率については、事業当初に、水道事業者と治水の方との負担割合を決めておまして、その負担割合の中でそれぞれ国の出す割合、県が出す割合というのは決まっております。

○堤泰宏委員 ちょっと不安があったもんですから。何か新聞で国交省が余り賛成したら

ぬとか聞いたもんですから、国のは決まっとっただろうか、それだけです。ほかに心配のことはありません。

○野田河川課長 河川課でございます。

予算につきましては、ダム事業につきましては、国の補助ダムについての継続か検証かという話かと思えます。12月の25日にダム事業について、補助ダムが83ダムあるわけでございますが、このうちの25ダムが継続で、58ダムが検証対象というふうなことになりました。

その中で、路木ダムはこの58のダムの中に入っておりますが、ただしというふうな文言がございまして、本年度12月以降に契約する予定のダムにつきましてはこの5つのダムがあるわけでございますが、各県の最終判断を踏まえた上で別途改めて判断して、補助ダム予算を確定しますというふうなくだりがございました。

ということで、各県の最終判断を踏まえて、予算については年度末に公表しますということでございまして、年度末に予算の方は確定するものというふうなことで考えております。

○堤泰宏委員 国が確定しなかったときには、これはやめるわけないな。これははっきりしとかぬとですね。

○野田河川課長 先ほど申しましたように、国の方からは、各県の最終判断を踏まえた上で、年度末に公表するというふうなことで言っておりますので、熊本県としましては、このダムにつきましては本体契約をいたしまして、なおかつ来年度予算も計上するというふうなことで判断しております。

また、それにつきましては、知事の方も、県の方から、4月から6月にこのダムの必要性については検証をしたというふうなことで

大臣に直接伝えておりますので、そのようなことで、熊本県の最終判断を踏まえた国の予算の張りつけが行われるものというふうなことで考えております。

○堤泰宏委員 はい、よかです。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○渡辺利男委員 港湾課にお尋ねします。

コンテナの利用緊急対策助成事業が見込みを下回ったんで4,099万減額ということですが、この不景気の状況で八代港、熊本港の利用状況はどういうふうに推移しているのかというのと、飛行機の方も、アジアナが6月から運休に入るといって大変心配していますけれども、今この韓国便が週2便ですか、3便ですか入ってきているということも、将来的に見込みは大丈夫なのかなというところも含めて、お尋ねしたいと思います。

○瀧山港湾課長 今渡辺委員からございましたコンテナ助成事業に関する八代港、熊本港の利用状況についてでございますが、この事業は去年の6月補正で経済対策として1億26万円を計上させていただいたところでございます。去年の暮れの議会で7,500万円に減額いたしまして、今回さらなる減額を示しているところでございます。

これは一昨年秋のリーマンショック以降景気回復がおくれているということによりまして、コンテナ取扱量も国内外を問わず軒並みに減少しているということございまして、資料としてはちょっと古うございますが、昨年1月から10月の累計として、前年度同期で、東アジアでコンテナ取扱量の韓国の釜山港、ここでも15%の減、さらに中国の上海等でも10%の減、それと国内でも大きい港である神戸港で17%の減、博多港で15%の減といった実情がございまして。

それで、御質問の、熊本港、八代港はどうかという話でございますが、昨年4月から12月までの実績で御報告いたしますと、熊本港は古紙等の再利用資材の輸出増加、及び大手企業によるゴム製品の輸出返しによりまして、前年度比で15%増加しております。この緊急助成事業は、一定の効果発現につながっているというふうに、熊本港では判断しているところでございます。

一方、八代港でございますが、景気動向と非常に連動しておりまして、大口荷主企業の博多港へのシフトとか、生産調整による荷の減少が影響いたしまして、昨年同期比で3割減と、依然として厳しい状況にございます。

それと、八代港と熊本港を合わせた県内のコンテナ貨物の昨年4月からことし1月までの実績は、昨年同期比の75%でございます。内訳としては継続企業分が70%、新規企業分が5%といった実情でございます。

それと、2つ目の、韓国便は現在2便ございますが、これにつきましては我々といたしましてもポートセールスで、東京の本社等へも訪問をいたしまして、さらなる活用をお願いしているところでございまして、現時点の判断としては、いきなり韓国便2便が減便になるということにはならないと判断しているところでございます。今後とも、コンテナ取扱量の減少を最小限に食い止めるよう頑張りたいと考えているところでございます。

以上です。

○渡辺利男委員 わかりました。ぜひ韓国便が減便にならぬようにしていただきたいと思っております。

それから、もう1点質問ですが、先ほどの道路保全課の部分です。これ裁判等も取り下げられたということなんですけれども、この保険会社というのはこの会社なんですか。大体こういう場合は、保険会社が契約者にお金払ったら、保険会社は県に賠償請求権に基

づいて請求するのが当たり前と。それをせずに、本人が指摘したのに、その保険会社は県から尋ねてもそういう事実を明らかにしないと。やっぱり法を守るべき保険会社としてはちょっとおかしいんじゃないかと思えますけれども、どういった保険会社なんですか。

○古賀道路保全課長 相手方が契約しております損害保険会社は、損保ジャパンでございます。

それで、19年の9月14日に相手方から提訴があったんですけども、事故は19年の4月14日と。実際、金の支払いが19年の8月10日だったということで、その後、昨年7月14日に判決が出ましたけれども、7月14日までの提訴中に、去年の5月に損保ジャパンの方に、支払いはなかったかということを確認したんですけども、そのときは「ない」ということで返ってきたわけです。

その後情報がありまして、10月ごろ実際もらったというふうな情報を得まして、ことしの1月になって確認できたという状況です。

相手方がどういう考えで「なかった」という回答をしたのかは、ちょっと今のところ不明でございます。

○渡辺利男委員 損保ジャパンなら大手ですけども、どういう意味からそういうのが見つからぬのですかね。そういうのは、何もまだまとめてはいないんでしょう。

○古賀道路保全課長 ありません。

それで、強制執行の異議申し立ての取り下げの進め方を進めておりますと、その中で一応、うちが保険契約をやっておる保険会社、それから損保ジャパン、それと県も入って、今後どういうふうな形で進めるかを協議中でございます。

○渡辺利男委員 こういう会社と県行政が何か契約しているということはほかにはないんですか。県と保険の契約で、こういう会社と県行政が何か契約していることはありませんかということです。もしそういうのがあるならば、そういった体質の会社はやっぱりやめるようにした方がいいんじゃないかと思えます。

○古賀道路保全課長 道路保全課が道路保険に現在契約しておりますのは、興亜損保でございます。損保ジャパンの契約についてはちょっとわかっておりませんが。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○児玉文雄委員 49ページの指定管理者の件ですが、これについての質問ではございません。最近ずっと一斉に管理者制度という制度があつて、行政が今まで管理なんかしよつたのを、この団体に運営を変えておるわけですね。中には向こうからお金をもらうのもあれば、県から補助金を出すのもある。いろいろなケースがあると思うんですけど、どうですか。

たしかこの管理者制度がいろいろ行われるようになって3年か4年ぐらい経過するんじゃないかと思うんですけど、どうしても競争入札ですから、目いっぱい安くして入札をしてやって、これは前年度と同じで、49ページの前年度と同じ金額で今回も契約をしとるわけですから、どうにか採算はとれとるだろうと。しとるからこういう契約がなされたと思うけど、やっぱり次年度は契約はできませんと、契約ができないとか応札もしないと。そういう案件はないのかということをお尋ねしたいと思えます。

○鷹尾監理課長 指定管理者制度につきまして

ては法の趣旨に基づきまして、先生がお話になったとおり、せっかく土木部におきましても活用を図って、現在ちょっと今手元に資料がございませんが、かなりの施設で指定管理者の導入を行っておるところでございます。

現時点では、もちろん管理上のいろんな問題の検証等々それぞれ進めていかなければならないというふうに思っておりますが、現時点では特に管理上大きなこの指定管理者制度を導入したことにより問題が生じている、または今お話がありましたとおり、応札がないというようなケースには至っていないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、指定管理者制度のメリット・デメリット等々については、ひとつしっかり御指摘の点も踏まえながら対処していくことが重要であろうかというふうに思っていますし、今後のあり方について研究していく必要があるかと思っております。

○児玉文雄委員 ある部局においては、やっぱり契約はしたけど、ああいう値段じゃもう契約はされないというようなことも耳に入ってくるわけです。土木部はほとんどないというのはえらい成績がいいですね。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 今回の2月補正の件ですけど、経済対策分も含めて補正を組んでおられますね。2月の県議会で216億円ですか、216億円の経済対策分の補正を組んでおりますけれども、土木関係についてはこの経済対策分は、今度の計上で大体執行というのはほとんどやって、残りの、経済対策分の残っているお金といいますか、経済対策分は、この辺は完全にこれで大体消化するという状況なんですか。

○鷹尾監理課長 経済対策予算といたしまし

て、6月以降土木部におきまして投資的経費総額で414億円を計上いたしました。今回74億円ということでございますが、現在の予算の状況につきましては、ちょっと今手元に資料がございませんが、少なくとも上半期につきましては当初予算の8割を発注するという目標で取り組んでまいりましたし、それにつきましてはおおむね達成できたかなというふうに思っておるところでございます。

ちょっと具体的な数字につきましては……

○戸塚土木技術管理室長 土木技術管理室の戸塚でございます。

今の委員の御質問の趣旨としましては、21年度のいろんな現時点での予算執行の状況ということだと思いますけれども、事業費ベースというよりも事務費を除いた工事費ベースのデータでいきますと、昨年からの繰り越し含めまして、2月下旬の段階で約82%の執行状況と。その中で、前年度の繰り越し分はほぼ100%に近い98%を超えておると。今年度の当初予算、それと6月補正、9月補正、11月補正合わせて、本年度の分だけでいきますと約4分の3、76%程度の契約状況です。

○高木健次委員 ということは、22年度の方でまだ残っている分を執行しているということですね。

○戸塚土木技術管理室長 2月補正を除きましては、まだ今から発注せにやいかぬという工事費として約180億、それと今度の2月補正でお願いしている部分が50億ありますので、約230億をこれからまだ執行していくという必要性になっております。

○高木健次委員 以上です。

○吉永和世委員 橋梁の長寿命化ですか、修繕計画の見直し、修繕というのは県内業者で

できるものなのか、そうじゃないのか、そこから辺を教えてくださいたいと思います。

○古賀道路保全課長 橋梁の補修につきましては、いろいろ橋梁の状況も異なりますので、県内業者でやられる部分もありますし、県外でなければやれない部分もあります。

○吉永和世委員 ただ、どれくらいの割合とかというのはまだわからないんですか。

○古賀道路保全課長 それについては詳細はわかっておりません。

橋梁の長寿命化修繕計画といいますのは、今後簡単な補修あたりをやって橋梁を延命させようというものでございますので、そしてなおかつ年度計画を立てて修繕計画をすることですので、額等について、それから工事内容等については今から進めるところでございます。

○吉永和世委員 できれば、県内業者でほぼできるように、補正なりといったことをやっていただきたいと、県内業者でできましたということになるようにぜひお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○守田憲史委員長 なければ、以上で質疑を終了します。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第7号から第8号まで、第13号、第32号から第34号まで、第39号及び第42号から第45号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外11件について、原案のとおり

可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○守田憲史委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外11件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、その他に入りますが、本定例会では3月18日に後議分の委員会がありますので、本日は急ぎの案件についてのみ質疑をお願いします。質疑はありませんか。

○渡辺利男委員 きょうの回答は無理だと思えますので、次の委員会でもし審議してもらえたらという思いでお尋ねします。

あと2年後に熊本市が政令市に移行するのは間違いないと思います。県道を初めいろんなものが熊本市に移譲されていくという形になるわけで、土木部全般に関してもかなり影響はあると思うんです。

それで、予算的に見たらどういう影響になるのかなということを知りたいものですから、この2ページの予算総括表で各課ごとの年間予算が出ています。これが政令市となった後、どれくらいの規模になるのかというのを、よかったら示してもらえたらありがたいなと思いますので、次回の委員会で結構ですので、よろしくお願ひいたします。

○松永土木部長 政令市に移行することで、現在どういうものを移行するかということで、熊本市の方とかなり協議を進めておりますが、法的に定められたもの以外の任意事項について、まだ最終的な合意には至っておりません。

ですから、委員の方から今要望がございました件につきましては、前提つきです、そういうことにならざるを得ないと思いますので、そういう前提を踏まえた上でということをお願いしておきます。

○守田憲史委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 緊急じゃないんですけど、きょうお尋ねして、また次の委員会でちょっとお答えをもらいたいんですが、私の選挙区内に幾つか町村があります。ある事業を今やってもらっていますが、私はこの事業のことを聞いたときに、お金を3億も4億も突っ込んでやるのには、関係する、便益を受ける方がたった2軒しかないからやめたがよくないかと、私が振興局で何回も言うたんです。しかし、これを強引にやって、私が心配していたとおり、たくさんの地権者、関係する地権者、何でもござん仕事ばするかということかなり抵抗して、振興局もかなりてこずつとるような状況であります。

私がお聞きしたいのは、この事業を私は、地元の意見を聞いてやめたがええばいたと言ったのに強引にやると。土木の仕事というのは何を基準にして予算をつけて仕事をされるのかと。

一回お聞きしようと思うけれど、今まで遠慮して聞かぬじゃったですけど、ほかにこういうことが農水でもいっちょ今起こっています。

それからもう一つ、同じ町内で建設新聞が、河川工事を3億円ということで載せとったですね。私がお聞きしたら、今設計費が130万ぐらいついておるみたいですが、建設資金は3億円の継続ということなんです。この川は高森のことですが、今は使ってないんです。なぜかという、325号のバイパスができています。あれに排水をかなり流しておりますので、全然水が流れぬことはないけれども、流れよったころの半分じゃないんですね、3分の1もこの河川は使っておらぬと。何十年も前からかなり改修が進んでおる。この河川に比べて、緊急河川が中山間地、傾斜が激しいからいっぱいあるわけです

ね。何でもこぼすのかと。私に今非常に地元また他の町村の業者が突き上げをしとるわけです、ああたおかしいじゃないかと。私は知らなかったと言われぬわけです。だけん、何を基準にそういう事業を土木の皆さんは進められるのか。

私はここで、ちょっときょうお尋ねして、次の機会に公平なお答えをいただきたい。地元の見解よりも、全く知らないのに建設新聞がすっぱ抜いて、それを地区の人が、ああたは何ばしよるか、会議なんかで突き上げると、おら知らんじゃったと言われぬ。

こういう事業説明あたりも本当に必要であればしていただかないと、逆に私が民意を知つとるわけですから、これはやめたがいはいたということ、よく検討していただきたい。

以上です。

○守田憲史委員長 具体的な……。その案件はわかりますか。

○堤泰宏委員 十分わかつとるはず。

○松永土木部長 今委員の方から、公共事業の進め方についての御意見をいただきましたので、具体的なことでなく、一般的なことといたしまして、土木部ではこういう考え方で、あるいはこういう緊急性なりの判断をもって事業を進めているということを、次回説明をさせていただきます。

○堤泰宏委員 具体的にはどこかわかつとるうけんですね。

○守田憲史委員長 よろしいですか。

○堤泰宏委員 よかです。

○守田憲史委員長 なければ、以上で本日の

議題はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして第7回建設常
任委員会を閉会します。

午前11時31分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

建設常任委員会委員長